

民営化Q&A

Q 公立保育所の民営化って何ですか？

- A 公立保育所から民間保育園に変わる(移管)、もしくは公立保育所のまま中の運営を民間保育園が行う(業務委託)ことを言います。

これまで松戸市は、5ヶ所の保育所を民営化してきました。松戸市では業務委託からスタートし、法人・保護者と協議を重ねながら移管していく手法を取っています。これまで5ヶ所のうち3ヶ所の移管を行いました。

Q 公立保育所を民営化すると何が変わるの？

(メリット) 保育時間が延長されたり、給食等が充実します。

これまで民営化された保育所の例

- ・給食は、全公立統一メニューから法人独自のメニューに変わりました。
アレルギー食についても、除去対応から、独自のアレルギー対応食に変わりました。
おやつは、「既製品と手作りの併用」から、「100%手作り」または「原則手作り」に変わりました。
- A ・保育時間は、朝夕30分ずつ延長されて7:00～19:00になりました。
- ・正規職員が時差出勤をすることで、今まで非常勤職員しかいなかった朝夕の送り迎えの時間帯においても、正規職員の保育士と直接お話ができるようになりました。

(デメリット) 職員が全員入れ替わってしまいます。

運営が社会福祉法人に変わるため、法人に雇用されている職員に替わります。しかし過去の例ですと、臨時職員や非常勤職員(延長の先生)の中には法人に採用されて引き続き働いている方もいます。

※保育は、「業務委託」でも「移管」でも国の保育指針に則って行われます。「業務委託」の場合は原則として市立保育所と同じですが、「移管」の場合は法人独自の創意工夫によって新たな事業展開が期待できます。

Q 民営化は公的責任の放棄ではないか？

- A 児童福祉法第24条及び第35条により、市の公的責任が変わることはありません。

民営化は、千葉県知事の認可を受けた民間保育園を運営する社会福祉法人に「業務委託」もしくは「移管」しますので、市が関与しない、いわゆる「認可外保育園」になるわけではありません。児童福祉法第24条及び第35条を要約すると、「市は、保育に欠ける児童の保護者から申込みがあれば、当該児童を市立保育所・民間保育園(認可)に係わらず保育所(園)で保育しなければならない」とこととなり、市の公的責任が変わることはありません。

Q なぜ公立保育所を民営化するの？

- A 厳しい財政状況の中での経費削減の一環として行います。

松戸市は市民一人当たり約40万円の借金をかかえています。この厳しい財政状況の中で経費の削減を求められ、平成16年度から19年度に「行財政改革計画」において事業の見直しを図り、「総人件費の抑制」の一環として公立保育所の民営化が行われました。

平成20年度から22年度には、「松戸市総合計画第3次実施計画」において「仕事と子育ての両立支援」に民間保育所の実績を活用するため、公立保育所の民営化が行われました。

また、平成13年に学識経験者や公募市民、民間保育園園長からなる松戸市児童福祉懇話会から、「民間でできることは可能な限り民間に委ねる」、「公立保育所は、先駆的保育などの経済的に非効率的な特殊分野の保育を率先して分担する」、「公民の役割分担を明確にする」という提言をいただいております。公立保育所の民営化はこの考えを前提としています。

Q 公立保育所と民間保育園で経費に差が出るのはなぜ？

A 人件費の差が主な理由です。

公立保育所の方が、民間保育園よりも人件費がかかっています。主な理由としては2つあり、公立の場合はまず「民間より多くの職員が配置されている」ことが挙げられます。これは国の基準数で配置されている民間に対して、公立は市独自の基準で国の基準数より多く配置しているためです。次に「民間より職員の平均勤続年数が長い」ことが挙げられます。一般的に、年功賃金制は勤続年数が長いほど賃金がかさんでしまいます。

Q 民営化でどれくらいの経費が削減できるの？

A 「業務委託」の場合、規模によりますが1ヶ所あたり年間約2,000～4,000万円程度削減できます。

Q 民営化すると保育の質が低下するのではないか？

A 民営化への参入は定められた基準を満たし千葉県に認可された保育園を市内で5年以上運営している社会福祉法人に限っていますので、そのようなことはありません。

Q 社会福祉法人とはどのような法人ですか？

A 社会福祉法の規定により、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人です。一般民間企業とは異なり、営利を目的とはしていません。

Q 民営化を引き受けた社会福祉法人はどのように運営するのですか？

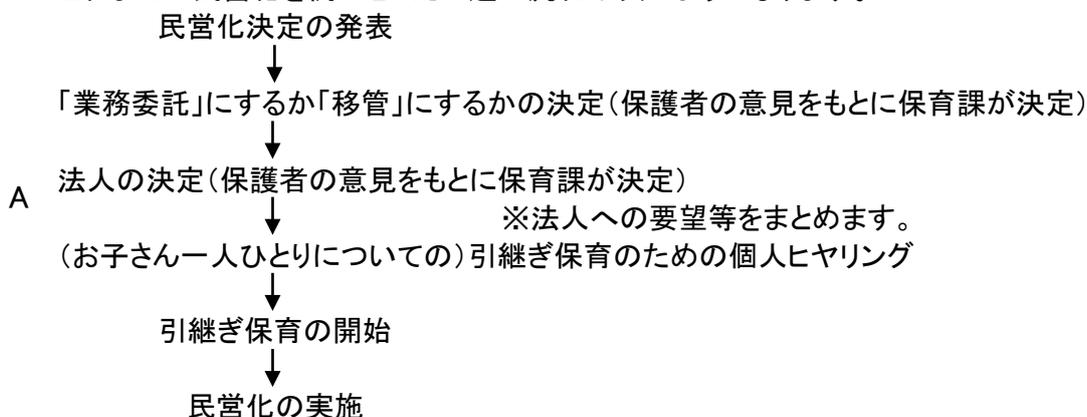
A 「業務委託」の場合、市から「委託料」を受けて運営します。「委託料」は民間保育園が受ける「運営費」と「補助金」を合わせたものとほぼ同額です。「移管」の場合は、民間保育園と同様に「運営費」と「補助金」を受けて運営することとなります。

Q 民営化について保護者の意見は聞いてくれるの？

A 年4～5回ほどの保護者説明会や保護者代表を含めた民営化調整委員会での意見交換はもとより、保護者の皆様から随時ご意見・ご要望を受け付けております。

Q 民営化が決まってから実施に至るまで、どのように進めるの？

これまでの民営化を例にとった一連の流れは次のようになります。



Q 民営化すると保育料は変わってしまうの？

A 変わりません。今まで通り、各家庭の所得に応じ「松戸市保育所保育料」により決定します。

ただし保育時間が延長されると、「業務委託」では他の公立保育所と同様(朝7:00～7:30または夕方18:30～19:00の時間帯を利用する場合に月額1,500円)、「移管」についてもほぼ同程度の延長保育料が別途かかります。

Q 民営化すると保護者の負担する費用が増えるのではないか？

A 「業務委託」の場合は他の公立保育所と変わりません。「移管」の場合は保護者と協議の上で、諸経費や新たな保育サービスに別途料金が発生することがあります。